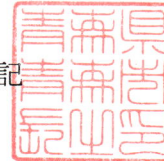


# 産業廃棄物収集運搬業許可証

青森県むつ市大字奥内字二又22番地  
株式会社青森クリーン 代表取締役 野口邦彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

青森市長 西 秀記



許可の年月日 令和 6 年 8 月 5 日  
許可の有効年月日 令和 11 年 8 月 4 日

## 1. 事業の範囲

積替え又は保管の有無

有り（燃え殻 汚泥 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず がれき類に限り、これらのうち廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずについて水銀使用製品産業廃棄物、燃え殻 汚泥について水銀含有ばいじん等、廃プラスチック類 木くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず がれき類について石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）

取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻 汚泥 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 鉱さい がれき類 家畜ふん尿 ばいじん 政令第2条第13号に規定する廃棄物（これらのうち、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等（ばいじん 燃え殻 汚泥 鉱さいに限る。）を含む。）

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地	廃棄物の種類	面積	保管上限	高さ
青森市浪岡大字徳才子字山本105-59	紙くず	1.32 m <sup>2</sup>	0.34 t	屋内保管
	木くず	1.32 m <sup>2</sup>	1.1 t	
	廃プラスチック類	1.32 m <sup>2</sup>	0.7 t	
	繊維くず	1.32 m <sup>2</sup>	0.24 t	
	金属くず	1.32 m <sup>2</sup>	2.26 t	
	がれき類	1.32 m <sup>2</sup>	2.96 t	
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	5.28 m <sup>2</sup>	9.6 t	
	燃え殻	1.32 m <sup>2</sup>	2.28 t	
	水銀含有ばいじん等（汚泥）	1.32 m <sup>2</sup>	0.22 t	
	汚泥	1.32 m <sup>2</sup>	0.22 t	
水銀含有ばいじん等（燃え殻）	1.32 m <sup>2</sup>	2.28 t		

(裏面へ続く)

(裏面)

青森市浪岡大字徳才子字山本105-59	廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。)	7.92 m <sup>2</sup>	7.2 t	屋内 保管
	廃プラスチック類 木くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず がれき類 (石綿含有産業廃棄物であるものを含む。)	15.91 m <sup>2</sup>	22.46 t	
		30.89 m <sup>2</sup>	33.7 t	
		11.1 m <sup>2</sup>	11.23 t	
	燃え殻 汚泥 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 金属くず がれき類	32.94 m <sup>2</sup>	33.63 t	
		53.58 m <sup>2</sup>	54.7 t	
		55.92 m <sup>2</sup>	57.1 t	

3. 許可の条件

無し

4. 許可の更新又は変更の状況

平成	26年	8月	5日	新規許可
平成	26年	12月	22日	書換え
平成	28年	5月	26日	書換え
平成	29年	11月	21日	書換え
平成	31年	3月	18日	書換え
令和	元年	8月	19日	更新許可
令和	2年	1月	28日	書換え
令和	3年	7月	9日	書換え
令和	4年	6月	15日	書換え
令和	5年	8月	9日	書換え
令和	6年	8月	5日	更新許可

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無し

(以下余白)